

問 何に基づいて知識及び技術を有すると認めるのか。

答 消費者庁が示すガイドラインに基づき、消費生活専門相談員資格、消費生活アドバイザー資格、消費生活コンサルタント資格の3資格を想定している。

議案
第91号

指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営に関する基準等 を定める条例改正

主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とすることを可能とする条例改正を可決しました。経過措置期限を一部延長し、3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護専門員とする要件の適用を9年3月31日まで猶予するものです。

問 主任介護支援専門員と介護支援専門員の違いは何か。

答 主任介護支援専門員は介護支援専門員を指導する立場であり、介護支援専門員として専任で5年以上実務後、70時間の研修を終了した者である。

介護支援専門員は実務研修受講試験に合格し、実務研修を終了した者である。

議案
第93号

しらおか味彩センターに係る 指定管理者の指定について

しらおか味彩センターに係る管理運営を有
限会社しらおか味彩センター（代表取締役
折原由紀枝 白岡市千駄野398番地）に3年4
月1日から6年3月31日まで、行わせることを
可決しました。

問 経営状態について伺う。

- 過去の実績（売上・利益・生産者数）
- 生産者や販売品の減少など現状の課題
あいまい曖昧なガイドラインによらず公募すべきでは。

答 平成23年度から平成26年度までは赤字経営が続いたが平成27年度から黒字となり、平成30年度以降は経常利益が1千万円超である。元年度の生産者数は131名で出荷登録者

の約9割である。課題は生産者の掘り起こしや特産品の開発等が必要と考える。施設の設置目的や指定管理者の経営実績及び農業者と信頼関係が構築されていることから、公募はそぐわないと考える。

議案
第94号

梨選果センターに係る 指定管理者の指定について

梨選果センターの管理運営を南彩農業協同組合（代表理事組合長 菊池義雄 久喜市菖蒲町新堀473番地）に3年4月1日から6年3月31日まで、行わせることを可決しました。

問 南彩農業協同組合は、梨選果センターの管理運営をどのように行っているのか。

答 南彩農業協同組合では、梨選果センターの管理運営を行うため、内部組織として白岡市梨選果センター管理運営委員会を設置し、施設の利用者から徴収した利用料で施設の管理運営を行っている。

南彩農業協同組合は、運営委員会の事務局として、運営委員会の出納と機械設備の管理を担当し、労務や荷受け、販売などについては、大山梨組合の組合長がセンター長となり管理運営委員会が行っている。



議案
第95号
第96号

障害者自立支援施設（ありの 実館・東ありの実館）に係る 指定管理者の指定について

障害者自立支援施設（白岡市立ありの実館・東ありの実館）の管理運営を社会福祉法人 白岡市社会福祉協議会（会長 秋葉清一郎 白岡市千駄野445番地）に3年4月1日から8年3月31日まで、行わせることを可決しました。

問 開設以来、社会福祉協議会が運営しているが、他の事業所が入る余地はあるのか。

答 障害者の方や家族の方との関係性を重視する現場であると考えている。社会福祉協議会は、長年において利用者や家族の方と良好な関係を築きながら支援にあたっていることから、今後も社会福祉協議会にお願いしたい。